

弾力的運用制度の フォローアップについて

- 1 隣接区域選択制・・・行健第二小学校
・・・富田東小学校
- 2 特認校制・・・西田学園義務教育学校
・・・金透小学校

令和2年8月3日

郡山市教育委員会事務局 学校教育部学校教育推進課

【目 次】

	ページ
1 通学区域の弾力・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯・・・	2
3 令和2年度からの変更・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 特認校制（西田学園）の対象校・・・・・・・・	4
5 隣接区域選択制の対象校・・・・・・・・	6
6 特認校制（金透小）の対象校・・・・・・・・	8
7 特認校制（西田学園）の対象校見直し・・・・・・・・	10
8 過大規模校の現状・・・・・・・・	16
9 令和2年度等募集（受入）人数・・・・・・・・	18
10 弾力的運用制度の今年度スケジュール・・・・・・・・	20
11 次年度までの学校教育審議会・特別委員会 予定スケジュール・・・・・・・・	21
【参考 関係法令・規則 抜粋】・・・・・・・・	22

-memo-

1 通学区域の弾力化

本市においては、学校教育法施行令第5条第2項、及び郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則第2条の規定により、住所地に基づき通学区域を指定している。

また、同規則第5条第1項において、通学区域外就学許可基準（転居、留守家庭等）を設け、弾力的運用を図ってきた。

平成30年度以降の学校選択制（弾力的運用）導入については、次ページのとおりである。

なお、学校選択制（弾力的運用）には、以下のようなタイプがある。

区分	分類	内容等
(1)	自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
(2)	ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
(3)	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
(4)	特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
(5)	特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

2 学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯 ～平成28年7月以降～

児童生徒減少
時代における
義務教育の
保障

平成28年7月から審議開始

～平成30年4月提言書とりまとめ

本市の人口・児童生徒数減少時代において義務教育を保障することが教育行政の重要課題と位置づけ、過小規模校と過大規模校が発生している現状から、平成28年7月から特別委員を委嘱、平成30年4月「本市における今後の通学区域等のあり方について」提言書を取りまとめた。

平成30年4月
西田学園
開校

・平成30年4月 西田学園を特認校に指定

平成29年5月現在、通常学級数が12以上の小・中学校の通学区域に住所のある小6及び入学予定児童について、西田学園への入学を認める制度。

平成31年4月
過大規模校
対策

・隣接区域選択制を導入

平成30年5月現在、行健第二小、富田東小の通学区域に住所のある児童（小1～小5）及び入学予定児童について、希望する隣接校への就学を認める制度。選択すると住所地の中学校、または通学した小学校児童が進学する中学校に進学可能。

・金透小学校を特認校に指定

平成30年5月現在、通常学級数が19以上の小学校の通学区域に住所のある児童（小1～小5）及び入学予定の児童について、金透小への就学を認める制度。選択すると住所地の中学校、または郡山第二中へ進学可能。

令和2年4月
弾力的運用の
拡充

・市外からの転入児童生徒への対応変更

「募集期間のみ受付」から

「募集期間後希望する学校が受入可能であれば随時受付可」へ

・西田学園の募集範囲拡大

「新1年生と新7年生のみ」から「全学年」へ

3 令和2年度からの変更

変更前	変更後
<p>(1) 市外からの転入児童生徒（未就学児童） （隣接区域選択制と特認校制）</p>	
<p>（平成31年度入学児童）</p> <p>・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。</p>	<p>（令和2年度入学児童）</p> <p>・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。 ・<u>募集期間後、希望する学校（学級）が受入可能であれば、随時受付。</u></p>
<p>(2) 市外からの転入児童生徒 （小学1年生～6年生、西田学園後期課程） （隣接区域選択制と特認校制）</p>	
<p>（平成31年度入学児童生徒）</p> <p>・市外からの転入児童生徒については、対応していない。</p>	<p><u>（令和2年度就学児童生徒）</u></p> <p>・<u>令和2年4月1日以降、本市に転入した日から希望する学校（学級）が受入可能であれば、就学（転校）することを認める（ただし、経過措置として修了式の翌日（令和2年3月24日）から、転入児童生徒が希望する学校（学級）が受入可能であれば、就学（転校）することを認める。）。</u></p>
<p>(3) 西田学園の特認校制</p>	
<p>（平成31年度入学児童生徒）</p> <p>・新1年生及び新7年生のみの募集</p>	<p><u>（令和2年度就学児童生徒）</u></p> <p>・<u>全学年で募集する。</u></p>

-memo-

4 特認校制（西田学園）の対象校

平成30年4月に義務教育学校として開校した「西田学園」について、小規模校対策や特色ある学校教育の先進的な推進として、開校と同時に特認校と指定した。

指定後の状況は次のとおりである。

(1) 制度が利用できる小・中学校及び就学者数

区分	特認校	制度が利用できる 小学校	就学者数 (人)		
			平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
ア	西田学園義務教育学校 (前期課程)	平成29年度の通常学級数が、 12以上の小学校 (29校)	0	2	6
イ	西田学園義務教育学校 (後期課程)	平成29年度の通常学級数が、 12以上の中学校 (14校)	0	0	3

※ 2ページのとおり、令和2年度より弾力的運用拡充あり

(2) 学年別就学者数

(単位：人)

区分	特認校	年度	前期課程							後期課程				合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	7年	8年	9年	計	
ア	西田学園 義務教育 学校	H30	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	0	0
		H31	2	-	-	-	-	-	2	0	-	-	0	2
		R2	5	0	0	1	0	0	6	1	0	2	3	9

前期課程合計で平成30年度から平成31年度は0人から2人へ、平成31年度から令和2年度は2人から6人へと増加。後期課程合計は平成30・31年度とも0人であったが、令和2年度は3人の就学があった。

保護者には、徐々にこの制度の趣旨や目的が御理解いただけていることに加え、令和2年度より全学年に募集を拡充した効果であると考えられることから、引き続き本制度の周知を図る必要がある。

5 隣接区域選択制の対象校

郡山市学校教育審議会からの提言を受け、児童数の増加が予想される小学校に、学習環境の充実及び学校規模の平準化を早急に図ることが必要なため、平成31年4月から導入した。

(1) 隣接する小学校

区分	隣接区域選択制	隣接校（就学先小学校）（単位：人）		
		就学先	平成31年度	令和2年度
ア	行健第二小学校	日和田小学校	0	0
		明健小学校	1	3
		行徳小学校	0	0
		喜久田小学校	0	0
		合計	1	3
イ	富田東小学校	行徳小学校	1	1
		喜久田小学校	1	1
		桃見台小学校	1	2
		赤木小学校	2	1
		大島小学校	3	9
		富田小学校	2	4
		合計	10	18

※ 行健第二小学校と富田東小学校は隣接しているが、互いを希望することはできない。

(2) 学年別就学者数

(単位：人)

区分	隣接区域小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
ア	行健第二小学校	H31	1	0	0	0	0	0	1
		R 2	3	0	0	0	0	0	3
イ	富田東小学校	H31	7	1	1	1	0	0	10
		R 2	14	0	0	1	3	0	18

平成31年度と令和2年度の合計をみると、隣接区域選択制の利用は倍程度に増えている。

特に、小学校生活が新たに始まる新入学時には、応募に抵抗が少ないと考えられることや、保護者には徐々にこの制度の趣旨や目的が御理解いただけていると思われることから、引き続き本制度の周知を図る必要がある。

6 特認校制（金透小）の対象校

平成30年1月末当時、6学級であった金透小学校は、長年にわたり研究公開を行うなど本市の教育をリードしてきた。

引き続き研究を進めながら広く授業を公開し、本市の教育をリードしていただきたいが、研究公開のためには一定規模以上の人数が必要である。

加えて、平成29年4月郡山富田駅の開業により、公共交通機関が通学に利用できるようになった。

以上のことから、平成31年4月より金透小学校を特認校に指定した。

指定後の状況は次のとおりである。

(1) 制度が利用できる小学校及び就学者数

区分	特認校	制度が利用できる小学校	就学者数(人)	
			平成31年度	令和2年度
ア	金透小学校	平成30年度の通常学級数が、19以上の小学校8校 (行健小・行健第二小・安積第一小・芳賀小・富田東小・大島小・大成小・朝日が丘小)	15	15

※ 緑ヶ丘第一小は、平成30年度の学級数確認時、その後3年間に18学級以下になる年度を確認したため、非該当とした。

(2) 学年別就学者数

(単位：人)

区分	特 認 校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
ア	金透小学校	H31	8	0	2	2	2	1	15
		R 2	14	0	0	1	0	0	15

平成31年度と令和2年度を比較すると、新1年生が1.75倍の8人から14人へと増加している。

隣接区域選択制と同様、小学校生活が新たに始まる新入学時には、応募に抵抗が少ないと考えられることや、保護者には徐々にこの制度の趣旨や目的が御理解いただけていると思われることから、引き続き本制度の周知を図る必要がある。

保護者からは、当該制度が引き続き実施されるのか、問い合わせも数件確認している。

7 特認校制（西田学園）の 対象校見直し

前述のとおり、平成30年度の西田学園義務教育学校は開校とともに、特認校と指定。指定から3年後（平成30年度、平成31年度、令和2年度）に対象校を見直すこととなっている。

現行対象校は通常学級数12以上が該当であるが、各学校からの要望を受け、対象要件を次のとおりとしたい。

- ① 通常学級数12以上であること。
- ② 今後3年間の各学年児童生徒数を確認し、児童生徒の転出があっても12学級以上を確保できること。
（各学校から、各学年で転出があっても学級数を維持できるようにお願いしたい、旨の要望多数）

（1）現在の西田学園前期課程の対象校（29校）について 令和3年度から令和5年度を確認

※令和2年5月1日現在

※1・2年生30人学級、3年生以上33人学級で試算

区分	小学校	R3		R4		R5		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人		
ア	日和田小	17	432	16	442	17	464	○	○
イ	行健小	22	588	23	626	24	643	○	○
ウ	行健第二小	20	562	20	580	21	589	○	○
エ	明健小	12	253	12	264	12	269	○	○
オ	行徳小	13	311	13	319	12	334	○	○

区分	小学校	R 3		R 4		R 5		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人		
カ	安積第一小	20	541	20	549	21	574	○	○
キ	安積第二小	13	366	13	355	12	315	○	○
ク	安積第三小	14	356	15	365	15	361	○	○
ケ	永盛小	12	260	12	281	13	306	○	○
コ	柴宮小	19	523	20	537	20	555	○	○
サ	守山小	14	377	14	373	12	329	○	○
シ	芳山小	12	299	12	278	12	261	○	△
ス	橘小	12	344	12	343	13	350	○	○
セ	小原田小	17	435	18	464	18	471	○	○
ソ	開成小	19	516	20	536	20	527	○	○
タ	芳賀小	19	551	20	556	20	571	○	○
チ	桃見台小	12	289	12	297	12	294	○	○
ツ	薫小	15	429	16	434	17	435	○	○
テ	富田小	19	517	20	537	21	548	○	○
ト	富田東小	33	962	34	973	35	1,015	○	○
ナ	富田西小	17	423	17	414	17	395	○	○
ニ	大槻小	20	535	20	532	19	513	○	○
ヌ	桜小	19	460	19	462	19	482	○	○
ネ	桑野小	13	322	13	325	12	332	○	○
ノ	大島小	21	590	21	581	22	600	○	○
ハ	緑ヶ丘第一小	18	477	16	423	15	391	○	○
ヒ	小山田小	18	463	19	484	20	527	○	○
フ	大成小	24	702	25	704	24	689	○	○
ヘ	朝日が丘小	21	567	20	538	19	513	○	○

(2) 現在西田学園前期課程の対象でない小学校 (21校) について
令和3年度から令和5年度を試算

区分	小学校	R3		R4		R5		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人		
ホ	赤木小	12	293	12	284	12	273	○	△
上記以外の20校								対象校 非該当	



■ 芳山小について、確認事項①②の詳細

○ 芳山小学校令和2年5月1日現在の児童数・学級数

1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人
2	56	2	39	2	49	2	52	2	60	2	53	12	309

※ 確認事項①の12学級は満たす⇒対象校該当

○ 芳山小学校令和2年5月1日現在の入学予定者数

R3年度入学		R4年度入学		R5年度入学	
室	人	室	人	室	人
2	43	2	39	2	35

※ 令和5年度入学予定者について、2学級の確保が難しくなる年度がある。

⇒確認事項②より対象校非該当

■ 赤木小について、確認事項①②の詳細

○ 赤木小学校令和2年5月1日現在の児童数・学級数

1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人
2	53	2	50	2	34	2	54	2	51	2	34	12	276

※ 対象要件①の12学級は満たす⇒対象校該当

○ 赤木小学校令和2年5月1日現在の入学予定者数

R3年度入学		R4年度入学		R5年度入学	
室	人	室	人	室	人
2	51	2	42	2	43

※ 3年生が1名転校すると4年生進級時に1学級になり、11学級となる。
⇒対象要件②より対象校非該当

◆ 以上、確認した結果、令和3年度から令和5年度までの西田学園前期課程対象校については、次のとおりとしたい。

- ・ 令和2年度まで対象校であった芳山小学校については対象校としない。
- ・ 赤木小学校については追加しない。



小学校：対象校28校（1校減）

(3) 現在の西田学園後期課程の対象校（14校）について
令和3年度から令和5年度を試算

※令和2年5月1日現在
※1年生30人学級、2・3年生33人学級で試算

区分	小学校	R3		R4		R5		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人		
ア	行健中	15	427	15	441	16	484	○	○
イ	明健中	15	441	15	433	15	431	○	○
ウ	安積中	12	351	13	365	14	389	○	○
エ	安積第二中	13	366	13	375	13	405	○	○
オ	郡山第一中	25	735	24	706	22	677	○	○
カ	郡山第二中	12	330	11	323	10	286	△	△
キ	郡山第三中	16	469	16	457	15	454	○	○
ク	郡山第四中	12	360	12	356	12	335	○	○
ケ	郡山第五中	18	517	16	474	15	462	○	○
コ	郡山第六中	20	587	19	569	19	572	○	○
サ	郡山第七中	21	611	22	648	22	667	○	○
シ	緑ヶ丘中	12	324	12	326	11	303	△	△
ス	富田中	24	716	25	751	26	796	○	○
セ	大槻中	12	350	13	353	13	379	○	○

(4) 西田学園後期課程の対象でない中学校（12校）について
令和3年度から令和5年度を試算⇒全て対象校非該当

◆ 以上、確認した結果、令和3年度から5年度までの西田学園後期課程対象校については、次のとおりとしたい。

・令和2年度まで対象校であった郡山第二中学校、緑ヶ丘中学校は対象校としない。



中学校：対象校12校（2校減）

8 過大規模校の現状

過大規模校の令和2年度（5月1日現在）と 令和3年度及び令和4年度の児童生徒数の推計

- ※ R3・4の1年生は令和2年5月1日現在の推計値
- ※ 室数は1・2年生は30人学級、3年生以上は33人学級で試算
- ※ R3・4年度の特別支援の児童数は、R2年度の特別支援の児童数で試算

(1) 行健第二小学校（教室数：23）

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
R2	人	97	88	98	84	78	86	24	555
	室	4	3	3	3	3	3	4	23
R3	人	117	97	88	98	84	78	24	586
	室	4	4	3	3	3	3	4	24
R4	人	96	117	97	88	98	84	24	604
	室	4	4	3	3	3	3	4	24

(2) 富田東小学校（教室数：37）

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
R2	人	148	155	168	141	159	171	33	975
	室	5	6	6	5	5	5	5	37
R3	人	192	148	155	168	141	159	33	996
	室	7	5	5	6	5	5	5	38
R4	人	171	192	148	155	168	141	33	1,008
	室	6	7	5	5	6	5	5	39

【R2の6年生は少人数指導※】

(3) 富田中学校 (教室数：25)

区分		1年	2年	3年	特別支援	合計
R 2	人	217	221	210	17	665
	室	8	7	7	3	25
R 3	人	257	217	221	17	712
	室	9	7	7	3	26
R 4	人	235	257	217	17	726
	室	8	8	7	3	26

- ※ R 3・4年度の1年の生徒数は、R 2年5月1日現在の富田小と富田東小の児童数の合計
- ※ 室数は1年生は30人学級、2・3年生は33人学級で試算
- ※ R 3・4年度の特別支援の生徒数は、R 2年度の特別支援の生徒数で試算

弾力的運用を導入している行健第二小学校及び富田東小学校の令和2年度現在と令和3・4年度の推計児童数は、年々増加する見込みであり、教室数の不足する年度を確認できる。

また、令和3年度以降の推計は、弾力的運用を加味した試算でないことから、引き続き当該制度を活用していく必要がある。

弾力的運用を導入していない富田中学校について、富田東小学校から進学する中学校であることから、令和2年度現在と令和3・4年度の推計生徒数を確認したが、同様に年々増加する見込みであり、教室数も不足する年度を確認できる。

当該制度を導入していないが、今後の状況を注視していく必要があると考えられる。

※少人数学級と少人数指導 (例：小3に72人が在籍＝教員3人配置)



◇ 市町村教育委員会が、校長の意見を聴取しながら各学校の実態に応じ、少人数学級又は少人数指導を選択し、県教育委員会が指定する。

少人数指導担当は学級担任と協力して活動、1学級に2人先生が入ったり、学年、学級を小グループに分けたりして指導。

9 令和2年度等募集（受入）人数

（1）隣接区域選択制

隣接する小学校の受入可能人数を元に、期間（10月1日から末日）を定め、募集を行う。

【参考】平成31年度・令和2年度募集（受入）人数 （単位：人）

区分	隣接する小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
ア	日和田小学校	H31	10	0	17	18	8	8	61
		R 2	6	12	10	10	10	10	58
イ	明健小学校	H31	7	4	8	8	9	10	46
		R 2	27	22	24	23	27	24	147
ウ	行徳小学校	H31	0	8	8	12	4	14	46
		R 2	5	2	7	10	10	2	36
エ	喜久田小学校	H31	20	29	4	18	0	24	95
		R 2	27	26	5	5	13	1	77
オ	桃見台小学校	H31	36	7	5	11	4	8	71
		R 2	10	20	17	17	28	19	111
カ	赤木小学校	H31	17	21	17	25	38	25	143
		R 2	8	7	34	17	20	36	122
キ	大島小学校	H31	10	12	18	4	6	10	60
		R 2	6	2	3	8	29	27	75
ク	富田小学校	H31	22	0	14	24	13	26	99
		R 2	15	10	10	16	24	12	87
	合計	H31	122	81	91	120	82	125	621
		R 2	104	101	110	106	161	131	713

(2) 特認校制

西田学園及び金透小学校の受入可能人数を元に、期間（小学校・前期課程は10月1日から末日、後期課程は1月10日前後から2月20日前後）を定め、募集を行う。

【参考】平成30年度・平成31年度・令和2年度受入人数 (単位：人)

区分	特認校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
ア	西田学園 義務教育学校	H30	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
		H31	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
		R 2	20	20	3	2	5	5	10	5	5	75
イ	金透小学校	H31	20	15	16	18	11	3	-	-	-	83
		R 2	19	4	16	15	18	10	-	-	-	82

10 弾力的運用制度の今年度スケジュール

(2020/7/28 現在)

時 期	会 議 等	内 容 等
令和2年4月1日	市外からの転入児童生徒に対する弾力的運用制度の拡充	市外から転入した場合、転入した日から制度が利用できる
令和2年10月初め	令和3年度 小学1年生入学通知書発送・募集開始	募集人数の周知（広報こおりやま10月号等）
令和2年10月	令和3年度 中学校の就学校の確認	制度を利用した小学校6年生に対し、就学する中学校を確認する
令和2年10月	西田学園（前期課程）学校見学会開催	適宜実施（学校において計画）
令和2年11月初め	募集締切・抽選・就学者の決定	
令和3年1月	新中学1年生入学通知書発送・西田学園（後期課程）募集開始 西田学園学校見学会	西田学園（後期課程）募集人数の周知（広報こおりやま1月号等）
令和3年2月	後期課程募集締切・抽選・就学者の決定	
令和3年4月	希望小中学校に就学	

11 次年度までの 学校教育審議会・特別委員会 予定スケジュール (2020/7/28 現在)

時 期	会 議 等	内 容 等
令和2年 8月3日	学校教育審議会・特別委員会 合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力的運用のフォローアップ ◆特認校（西田学園）の対象校見直しなど
令和2年度 中	学校教育審議会・特別委員会 合同会議 又は学校教育審議会特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力的運用の現状と課題
令和3年度 上期	学校教育審議会・特別委員会 合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力的運用のフォローアップ ◆特認校（金透小）の対象校見直しなど
令和3年度 下期	学校教育審議会特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力的運用の現状

◆ 上記予定のほか、会議開催の必要があると判断させていただいた場合は、適宜開催としたい。

【参考 関係法令・規則 抜粋】

○学校教育法施行令

昭和28年10月31日
政令第340号

第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

○郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則

昭和42年4月30日
郡山市教育委員会規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、市内に居住する就学予定者及び就学中の学齢児童生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の就学すべき学校の指定について必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 学齢児童生徒の就学すべき学校の指定区域（以下「通学区域」という。）は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（学校選択制）

第3条 保護者は、学齢児童生徒の就学すべき学校の希望について、あらかじめ意見を述べることができる。

2 教育長は、前項に規定する保護者の意見を踏まえて、就学する学校を指定することができる。

（転校）

第4条 就学中の学齢児童生徒に住所の変更があったときは、直ちに当該変更にかかる通学区域の学校に転校させるものとする。

（指定の変更等）

第5条 保護者は、学齢児童生徒が、病弱その他の事情により指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、通学区域外就学許可申請書（第1号様式）に事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、通学区域外の就学を許可又は許可しない旨の決定をしたときは、通学区域外就学許可（不許可）通知書（第2号様式）を保護者に交付する。

3 前項の通学区域外の就学の許可後において、虚偽の申請であることを発見したときは、直ちにその許可を取消すものとする。

4 教育長は、第2条の規定にかかわらず、保護者がその指定された学校の変更の申立てができる学校の通学区域を定め、公表するものとする。